

令和2年4月20日

保護者 様

新潟市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言を受けた休校園について（お知らせ）

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、4月16日、全都道府県に緊急事態宣言が発令されました。これを受け、本市においては、下記のように対応することとします。

保護者の皆様には趣旨をご理解いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のために、不要不急の外出を避けることにつきまして、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休校園とする期間について

- ・4月23日（木）から5月10日（日）までとします。
- ・分散登校も含め、この期間の登校はしません。

2 学校での子どもの預かり等について

- ・幼稚園児、小学校1年生から3年生、特別支援学校・特別支援学級に通っているお子さんで、放課後児童クラブ及び放課後デイサービスを利用しておらず、自宅で過ごすことが困難なお子さんを、学校園で預かることとします。なお、休校中の給食はありません。
- ・時間は各校園の始業時刻から午後3時までとします。
- ・スクールバスは、登校日同様に運行します。
- ・放課後児童クラブを利用するお子さんは、午前は学校で教職員の見守りのもとで過ごし、昼食後、クラブに移動します。
- ・預かりを希望する方、放課後児童クラブを利用する方は、別紙「学校園預かり申込書」を各校園にご提出ください。なお、人との接触を極力減らすことが緊急事態宣言の趣旨の一つであることを踏まえ、見守ることができる大人や4年生以上の兄弟等が家庭にいる場合のご利用はご遠慮くださいますよう、ご協力をお願いします。

3 休校園中の学習について

各校で設定した課題を中心に学習を行ってください。なお、各校には、「新潟市 休校中における家庭学習の工夫について」を配付しています。

4 グラウンドの開放について

前回の臨時休業時と同様、「公園と同様の広い場所」と見なし、当該校園の子どもたちに開放します。学校の管理下ではありませんので、保護者の皆様の責任において使用してください。その際、行き帰りの交通安全に留意するとともに、帰宅後、手洗い、うがいを徹底してください。